

登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領検討会 公開の取扱いについて（案）

厚生労働省所管の「審議会等会合」（審議会等及び懇談会等行政運営上の会合）に係る「審議会等会合の公開に関する指針」及び「審議会等会合の公開に関する考え方」における「懇談会等行政運営上の会合」（局長以上の決済を経て参集した会合）の取扱いに準じて、厚生労働省健康局水道課長が開催する各種検討会は、個人情報保護等の特別な理由がない限り、基本的には公開とすることとしている。

業務管理要領検討会は、これに従い、検討会を原則として公開することとし、開催予定、委員の氏名・職業、会議資料、議事要旨についても併せて公開することとする。

その他、業務管理要領検討会に係る公開の取扱いに関し必要な事項については、座長と協議の上、厚生労働省健康局水道課長が定めることとする。